

社会福祉法人清流会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流会（以下「当法人」という）定款第10条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

（1）常勤役員（当法人職員を兼務）については、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

（2）非常勤役員については、業務に応じて報酬を支給することとする。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については下記に定める額

役職名	報酬の額	摘要
理事長	月額 50,000 円	月8日以上出勤するものとする
理事	月額 7,000 円	
監事	月額 7,000 円	

（2）会議等に出席した場合の費用弁償は支給しない。

（3）非常勤役員が職務のため出張したときは、旅費規程及び費用弁償規程に基き旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、職員給与支給日に準じて支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。